

「なぜ、自転車を駐車する所（駐輪場）は決められているのかな？」

年 組 名前

---

1. 駅周辺や学校内、商業施設などで自転車を駐車する場所が決められています。自分勝手な駐車をしたら、どんな困ったことが起こるでしょうか？自分たちの実体験も踏まえて、みんなで意見を出し合ってみましょう。

2. 上記1を受けて、自分たちが今日からできることを話し合ってみよう。

## 自分勝手な駐車をすると・・・

- 歩道上の駐車は**歩行者の通行の妨げ**になり、特に点字ブロックの上にとめると、目の不自由な方が接触し転倒するおそれがあります。また、普通自転車通行可の歩道では、歩行者はもちろんのこと、他の自転車の通行の妨げにもなります。
- 車道上の駐車は、**自動車や路線バスなどの交通の妨げ**になります。
- 災害時等の**避難・防災活動の妨げ**や、**緊急車両（消防車や救急車など）**の通行の妨げにもなります。
- 近隣の方々への迷惑や、営業妨害、都市の美観を損ねることになります。



自分勝手な行動が他人に迷惑をかけることを理解し、

みんなが安全に快適にすごせるようルールを守りましょう。

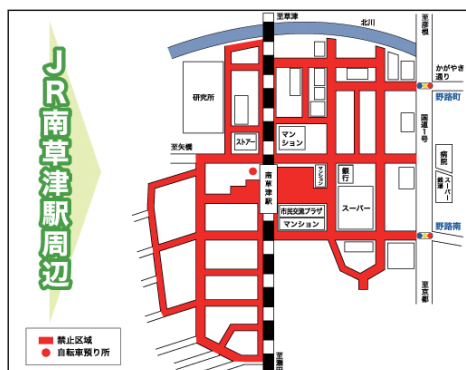
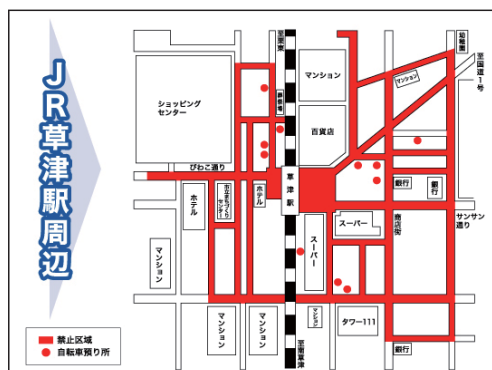
通勤・通学、塾や買い物など、自転車を利用した際には、各々の施設で決められた自転車置き場や、市営や民営の自転車駐車場施設を利用するようにしましょう。

草津市では、放置禁止区域内の自転車などは、

## 「草津市自転車等駐車秩序の確立に関する条例」に基づき撤去しています！

撤去した自転車は一定期間保管所で保管しています。防犯登録がなされてあるものや、住所や氏名が記入されているものは引取りの連絡をすることができますので、防犯登録などを必ずしておきましょう。

この区域が、自転車等放置禁止区域です。



このステッカーが路上にあるところが「自転車等放置禁止区域」だよ！

